

株式会社オーバーラップホールディングス

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、株式会社オーバーラップホールディングスと称し、英文ではOVERLAP Holdings, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

1. 当社は、次の業務を営む他の会社の有価証券を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをその目的とする
 - (1) 各種出版物の企画、制作並びに販売
 - (2) コンピュータソフトウェア、映像ソフトウェア、音楽ソフトウェア、ゲームソフトウェアの企画、制作、販売、輸出入並びにこれらの仲介
 - (3) キャラクター商品の企画、開発、販売、輸出入およびこれらの仲介
 - (4) 家庭用電気機械器具、教育機器、玩具、遊戯用具、文房具、運動具、衣料品、装身具の企画、制作、販売、輸出入並びにこれらの仲介
 - (5) 日用品雑貨の企画、販売、輸出入
 - (6) コンパクトディスク、フロッピーディスク、ビデオテープ、カセットテープ、レコード等電子媒体の販売及び輸出入並びにその原盤の企画、制作
 - (7) 著作権、著作隣接権、工業所有権その他の無体財産権及びノウハウの取得、利用、管理、譲渡、使用許諾並びにこれらの仲介
 - (8) 情報処理・情報提供サービス
 - (9) 小説、漫画、音楽、映画、アニメーション、ゲーム等の作家、タレントのマネジメント及び育成
 - (10) 言語（小説、脚本、論文、講演等）、美術、音楽、映画の著作物の利用の開発
 - (11) 楽譜の出版
 - (12) 広告、宣伝の企画、制作、販売並びにその代理業
 - (13) 各種イベントの企画、立案、運営及びその請負
 - (14) 投資業
 - (15) 前各号に付帯関連する一切の業務
2. 当社は、前項各号及びこれに付帯・関連する一切の事業を営むことができる。

第3条 （本店所在地）

当会社は、本店を東京都品川区に置く。

第4条 （機 関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 （公告方法）

1. 当会社の公告は、電子公告により行う。
2. 前項の定めにかかわらず、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により公告を行う。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、80,000,000株とする。

第7条 （自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条 （単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条 （単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 （株主名簿管理人）

1. 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度終了の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、当該事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

第13条（招集）

1. 定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3箇月以内にこれを招集する。
2. 臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集することができる。

第14条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長が招集する。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2. 株主総会においては、代表取締役社長が議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除

き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

1. 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は1名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
2. 前項の場合においては、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。ただし、当該株主又は代理人は、当該書面の提出に代えて、法令の定めるところにより、当会社の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第17条（議事録）

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条（取締役の員数）

当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第19条（取締役の選任）

1. 取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。ただし、取締役は、監査等委員である取締役の選任に関する議案を株主総会に提出するには、監査等委員会の同意を得なければならない。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任の決議については、累積投票を行わない。

第20条（取締役の任期）

1. 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 補欠として又は増員により選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。

4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から1名以上の代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、代表取締役の中から社長を選定し、監査等委員である取締役以外の取締役の中から会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

第22条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第23条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。
2. 取締役の全員の同意があるときは、特定の取締役会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した当該取締役の過半数をもって行う。

第25条（重要な業務執行の決定の委任）

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第26条（取締役会の決議の省略）

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第27条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印若しくは署名又は電子署名する。

第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

第30条（取締役の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、取締役（会社法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

第31条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を置く。

第32条（監査等委員会の招集通知）

1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3営業日前までに発する。
2. 監査等委員の全員の同意があるときは、特定の監査等委員会について前項の招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。

第33条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、

出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第34条（監査等委員会議事録）

監査等委員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席した監査等委員がこれに記名押印若しくは署名又は電子署名する。

第35条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 会計監査人

第36条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。ただし、株主総会に提出する会計監査人選任に関する議案の内容は、監査等委員会が決定する。

第37条（会計監査人の任期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第38条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員会の同意を得て、代表取締役の決定により定める。

第39条（会計監査人の責任免除等）

1. 当会社は、会社法第423条第1項の会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の会計監査人の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第7章 計 算

第40条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日をもって終了する。

第41条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第42条（剰余金の配当の基準日）

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年8月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年2月末日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条（配当金の除斥期間）

1. 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
2. 未払の配当金には利息をつけない。